

# 小山工業高等専門学校個人情報管理規程

制 定 平成28年10月12日

最終改正 平成31年4月10日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における個人情報の管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（以下「取扱規則」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「学科等」とは、各学科、一般科、専攻科、図書情報センター、情報科学教育研究センター、地域イノベーションサポートセンター、総合学生支援センター、ものづくり教育研究センター、国際交流センターをいう。

(管理体制)

第3条 機構規則第6条に規定する保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務課長
- 二 学生課 学生課長
- 三 教育研究技術支援部 教育研究技術支援部長
- 四 学科等 学科等の長

2 機構規則第7条に規定する保護担当者は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務課 総務係長及び財務係長
- 二 学生課 教務係長
- 三 教育研究技術支援部 技術長
- 四 学科等 学科等の長が指名する者

(個人情報相談窓口)

第4条 本校に、取扱規則第2条第2項及び第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本校の所有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。